資料 障害等のある志願者に対する配慮について

1 申請方法について

次に示した3点を、中学校長等を経由して令和8年2月12日(木)までに、志願先高等学校長に提出する。

- ・受検上の配慮願(様式第17号)
- ・医師の診断書
- ・中学校等での学習・生活の様子等についての説明書(様式自由)
- ※外国にルーツがあり、令和2年4月以降に入国した者に対する学力検査問題等へのルビ振りについては、医師の診断書は不要とする。また、中学校等での学習・生活の様子等についての説明書には、入国年月日を明記する。

2 配慮の決定について

実施については、志願先高等学校長が高校教育課と協議の上決定し、令和8年2月20日(金)までに、中学校長等を経由して「受検上の配慮通知(様式第18号)」により通知する。

3 配慮事項(例)

配慮事項については、<u>個別での対応</u>となるため、<u>必ず事前に志願する高等学校へ御相談</u>願います。また、資料に載っていない配慮事項についても中学校で配慮していることであれば事前に御相談願います。

- ・別室での受検(病院等も含む。)
- ・座席の配慮(位置)
- 検査問題用紙、解答用紙の拡大
- 補聴器等の持込及び使用
- ・大きなタオル等の持込及び使用
- ・放送による問題における個別視聴 (CDの使用)
- 持病の薬の持込及び服用